

婦人関係資料シリーズ
一般資料第58号



労働者家族の現状



労働省婦人少年局

は し が き

労働省婦人少年局では、かねてから労働者家族の福祉を高めるための業務をすすめておりますが、ここに最近の労働者家族の現状を総括的に紹介するため、主として全国的な統計資料に基づいて分析を試み、「労働者家族の現状」としてとりまとめました。

なお、昭和35年に、「労働者家族の現状」が本局から刊行されておりますが、今回はその第二輯にあたります。昭和35年以降の日本経済の急速な進展の中で変化する労働者家族の現状をそれ以前の年度からの推移の中でとらえ、図によって示すことにいたしました。

昭和40年10月

労働省婦人少年局

労働者家族の現状目次

はしがき

I 労働者世帯	2
(1) 労働者世帯数	2
(2) 労働者世帯の分布	4
(3) 家族規模	6
(4) 世帯構造	8
(5) 労働力構造	10
II 経済生活	12
(1) 平均収入からみた労働者世帯の分布	12
(2) 収入と消費支出	14
イ 実収入の伸びとその構成比	14
ロ 消費支出と収支バランス	16
(3) 消費構造の変化	18
(4) 消費支出の増大と有業率	20
イ 家計の充足感状況と妻の就業状態	20
ロ パートタイム・内職従事者	22
III 住居	24
(1) 住居費	24
(2) 住宅事情	26
(3) 住宅についての充足感	28
IV 保健衛生	30
(1) 食生活の改善と栄養	30
(2) 有病率	32
(3) 家族計画	34
V 家庭管理	36

(1) 生活の設計	36
イ 長期設計	36
ロ 管理の計画性	36
(2) 家事作業	38
(3) 生活時間	40
(4) 子女の教育	42
イ 教育費	42
ロ 子供についての教育希望状況	44
Ⅵ 社会保険	46
(1) 失業保険	46
(2) 労働者災害補償保険	46
(3) 医療保険	48
(4) 厚生年金保険	48
Ⅶ 老後の生活	50
(1) 定年制	50
(2) 定年後の生活	52

付 図

Ⅰ 労働者世帯	2
第 1 図 世帯業態別世帯数の増加	3
第 2 図 業種別世帯数の動向	3
第 3 図 労働者世帯が総世帯の 50%以上を占める都道府県	5
第 4 図 農家世帯員の他産業への就職状況	5
第 5 図 世帯人員別世帯数の累積分布	7
第 6 図 世帯業態別世帯構造	9

第 7 図 世帯業態別世帯員(15才以上)の就業・不就業状況	11
--------------------------------	----

第 8 図 世帯業態別にみた平均世帯人員・平均有業人員・ 有業率	11
-------------------------------------	----

Ⅱ 経済生活	12
--------	----

第 9 図 製造業労働者の賃金分布	13
-------------------	----

第 10 図 収入階級別世帯分布	13
------------------	----

第 11 図 現金実収入 5 分位階級別実収入の推移	15
----------------------------	----

第 12 図 勤労者世帯 1 世帯当たり 1 カ月の収入構成比	15
---------------------------------	----

第 13 図 勤労者世帯 1 世帯当たり年平均 1 カ月間の収入指 数の推移	15
---	----

第 14 図 勤労者世帯消費生活主要指標	17
----------------------	----

第 15 図 勤労者世帯消費支出構造の推移	19
-----------------------	----

第 16 図 夫の職業・産業別・世帯収入階級別家計充足感状況	21
--------------------------------	----

第 17 図 夫の賃金階級別妻の就業率	21
---------------------	----

第 18 図 内職従事者世帯の職業状況	23
---------------------	----

第 19 図 内職従事理由	23
---------------	----

Ⅲ 住居	24
------	----

第 20 図 現金実収入 5 分位階級別住居費の推移	25
----------------------------	----

第 21 図 労働者世帯住宅所有関係別割合	27
-----------------------	----

第 22 図 労働者世帯の住居面における妻の満足度	29
---------------------------	----

第 23 図 夫の深夜勤務の有無及び静かに休むことができるか	29
--------------------------------	----

Ⅳ 保健衛生	30
--------	----

第 24 図 食料費における費目別消費支出構成比	31
--------------------------	----

第 25 図 世帯別・成人 1 人 1 日当たり熱量摂取分布状況	31
----------------------------------	----

第 26 図 家族の健康状況	33
----------------	----

付 表

第 2 7 図	勤労その他の世帯の現金実収入階級別にみた 千世帯対傷病世帯数	33
第 2 8 図	受胎調節実行率の推移	35
第 2 9 図	世帯主の職業別受胎調節実行理由	35
V	家 庭 管 理	36
第 3 0 図	貯蓄の有無及びその目的	37
第 3 1 図	家計簿をどのようにつけているか	37
第 3 2 図	予算をどのように立てているか	37
第 3 3 図	日常の家事担当者	39
第 3 4 図	世帯収入階級別耐久消費財保有率	39
第 3 5 図	妻が病気の際の夫の欠勤状況	39
第 3 6 図	家庭婦人の生活時間の推移	41
第 3 7 図	余暇時間の過ごし方	41
第 3 8 図	夫の年令別教育費の負担額	43
第 3 9 図	親の希望する教育程度	45
VI	社 会 保 険	46
第 4 0 図	完全失業者および失業保険受給率の推移	47
第 4 1 図	労働災害の推移	47
第 4 2 図	医療保険加入状況	49
VII	老後の生活	50
第 4 3 図	定年制普及率と一律定年制の定年年令	51
第 4 4 図	定年後の不安の有無	53

第 1 表	世帯業態別平均世帯人員	7
第 2 表	世帯業態別既婚女子平均出生児数	9
第 3 表	地域別 1 世帯当たり家賃・間代	25
第 4 表	居住条件	27
第 5 表	世帯業態別栄養摂取量	31
第 6 表	学校種類別 1 人当たり教育費平均月額	43
第 7 表	医療保険給付状況	49

は じ め に

労働者家族の現状をあきらかにするにあたり、「労働者世帯」あるいは「労働者家族」という言葉の意味を「労働者家族の福祉に関する報告書」^{注)}に基づき述べておきます。

労働者とは、いわゆる現場労働者だけをさすのではなく、人に雇われて賃金、俸給を得ている雇用者のすべてをさすものであり、家族とは世帯主の対概念としての家族員ではなく、世帯主をもその一員に包含する夫婦親子等の単位集団をさすものであります。したがって労働者家族とは、雇用者を生計の中心とする家族集団のことであって、一般に労働者世帯、あるいは勤労者家庭と呼ばれるものとほぼ同じ意味をもつものであります。

注 「労働者家族の福祉に関する報告書」は、昭和34年11月、婦人少年問題審議会から労働大臣に提出されたものである。

I 労働者世帯

(1) 労働者世帯数

この10年間にみられた経済の高度成長の持続と産業構造の変化にともなつて、わが国の雇用構造は急速に変化してきた。雇用構造の変化として、第一次産業就業者の減少と第二次、第三次産業就業者の増大、および就業者のなかに占める雇用労働者の比率の上昇などがあげられる。このことは、労働者を生計の中心とする労働者世帯のいちじるしい増加をもたらした。総理府統計局「就業構造基本調査」によれば、昭和31年に929.6万世帯であった非農林業雇用者世帯は34年には1100.4万世帯、37年には1308.2万世帯に増加している。全世帯の中に占める非農林業雇用者世帯の割合を年次別にみると、昭和31年には44.9%であったが、昭和37年には54.4%となり、この間9.5%の増加をみるに至つた。

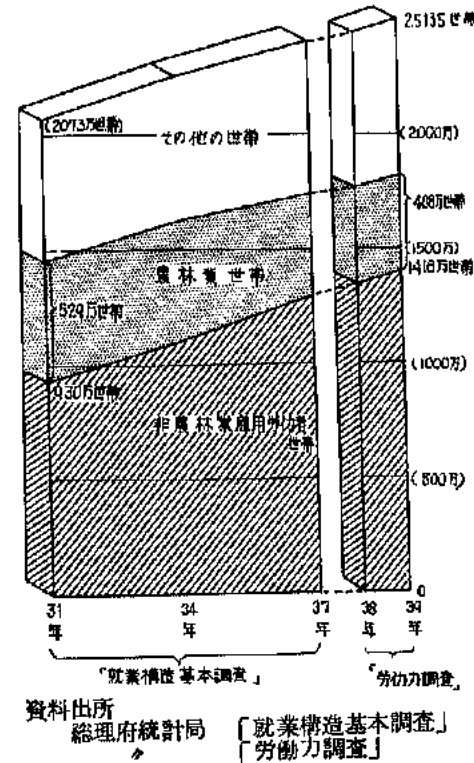
第1図は全世帯数の中での労働者世帯の増加を示したものである。

ほかに、総理府統計局「労働力調査」によつても、昭和37年に1285万世帯、世帯であつた非農林業雇用者世帯は38年に1346万世帯、39年に1416万世帯に増加し、全世帯数(2513万)の56.4%を占めるにいたつた。

労働者世帯の増加を産業別にみると、製造業、建設業などの第二次産業の拡大にともなつて、世帯主が製造業、建設業に雇用されている労働者世帯の増加がいちじるしい。前掲「就業構造基本調査」(昭和37年)によれば、世帯主が製造業に従事している世帯は37.1%、以下卸売業、小売業、金融・保険業、不動産業16.5%、サービス業14.1%、運輸・通信・電気・ガス・水道業12.9%となっている。

非農林業雇用者世帯の増加の傾向を農林業世帯の減少の傾向と対比して示したものが第2図である。

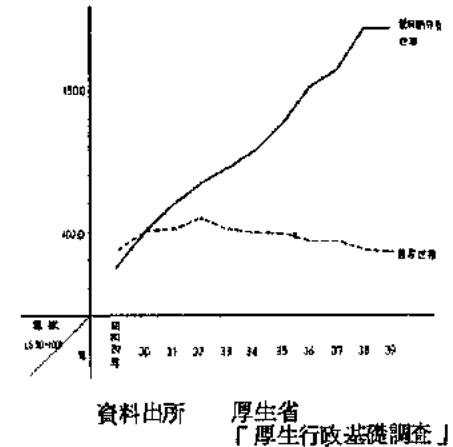
第1図 世帯業別世帯数の増加



第2図 業種別世帯数の動向

(昭和30年=100)

注) 単身世帯を含む



(2) 労働者世帯の分布

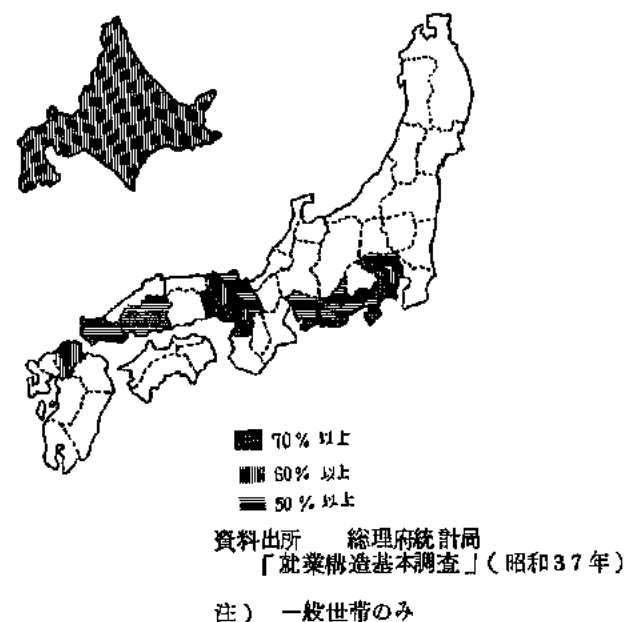
従来日4大工業地帯に集中する傾向が強かつた労働者世帯はその増加が最近地方都市にもひろげられる傾向を示している。

第3図は総世帯に占める労働者世帯（一般世帯）の割合を都道府県別にみた分布図である。既存4大工業地帯では労働者世帯が総世帯の60%近くを占めている。北海道、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡では60%以上を占め、特に神奈川県では労働者世帯は72.3%である。その他、埼玉、静岡、愛知、京都、広島、山口が50%以上を占めている。

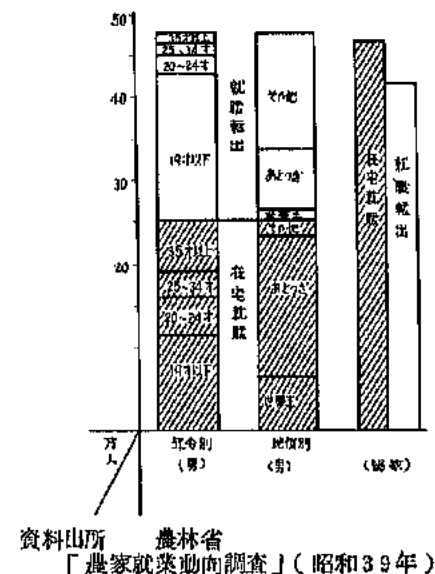
また、全世帯のなかで労働者世帯の占める割合の増加傾向をみると、昭和31年を100とした場合、昭和37年に労働者世帯が150以上に増加した県は、宮城、埼玉、千葉、神奈川であり145以上の増加を示したのは北海道、岐阜、奈良である。

産業の各地方都市への波及にともなう、農家世帯員の就業状況の変化を農林省「農家就業動向調査」（昭和39年）によつて示したものが第4図である。世帯主で農業から他産業に就職した者は7.88万人でそのうち「就職転出」14.5%「在宅就職」85.5%となっている。一方、兼業農家の増加を「農業調査」によつてみると、昭和30年には兼業農家は全農家数の65.1%を占め、そのうち第1種兼業37.7%、第2種兼業27.4%であったものが、38年末には兼業農家76.1%、そのうち第1種兼業33.9%、第2種兼業42.2%となった。昭和39年の1年間に農家世帯員で他産業へ就職した者は89万人で、そのうち在宅就職者は42万人で47.2%、就職転出者は47万人で52.8%である。

第3図 労働者世帯が総世帯の50%以上を占める都道府県



第4図 農家世帯員の他産業への就職状況



(3) 家族規模

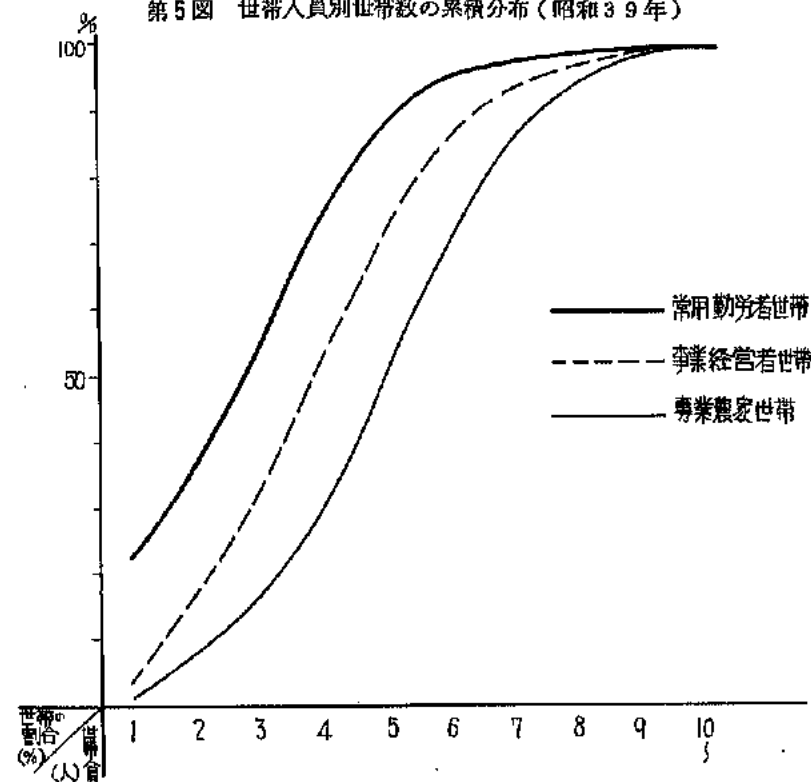
ここ数年来、わが国の家族規模は縮小の傾向にあるが、これを労働者世帯について前掲、「就業構造基本調査」（昭和37年）で見れば、農林業における平均世帯人員5.4人に対し、非農林業雇用者世帯は3.5人とかなりの開きがあり、労働者世帯の家族規模が小さいことを示している。これは非農林業雇用者世帯中に占める単身世帯の割合が（非農林業雇用者世帯の22.0%）農林業に比し高いことにもよる。非農林業雇用者の一般世帯の平均世帯人員は4.1人である。非農林業雇用者世帯の平均世帯人員を年次別にみると昭和31年の3.9人から37年の3.5人へと次第に家族規模は縮小する傾向にある。第5図は「厚生行政基礎調査」より世帯人員別にみた世帯の累積分布状況を示したもので、累積度数図表では度数の一番多い所が一番急な角度をもつことになる。常用労働者世帯では、世帯人員3人〜4人のところに一番多く世帯数が分布しており、4人以下の世帯員の家族が75%を占めており、6人以上の家族規模をもつ世帯数は急激に減少し常用労働者世帯の5%弱である。一方、専業農家世帯は、常用労働者世帯より右方に曲線を描いており、世帯人員の多い世帯の割合が高いことを示している。常用労働者世帯では4人以下の世帯員の家族が75%を占めているのに対し、専業農家世帯では31.3%、6人以下で71.3%を占め7人以上の世帯も1.3%強を占めている。

第1表 世帯主の業態別平均世帯人員

	31年	34年	37年	
			総数	一般世帯
総数	4.4人	4.1人	3.9人	4.5人
農林業世帯	5.7	5.4	5.4	5.5
非農林業世帯	4.7	4.4	4.3	4.6
専業主業世帯	3.9	3.6	3.5	4.1

資料出所 総理府統計局
「就業構造基本調査」

第5図 世帯人員別世帯数の累積分布（昭和39年）



資料出所 厚生省
「厚生行政基礎調査」（昭和39年）

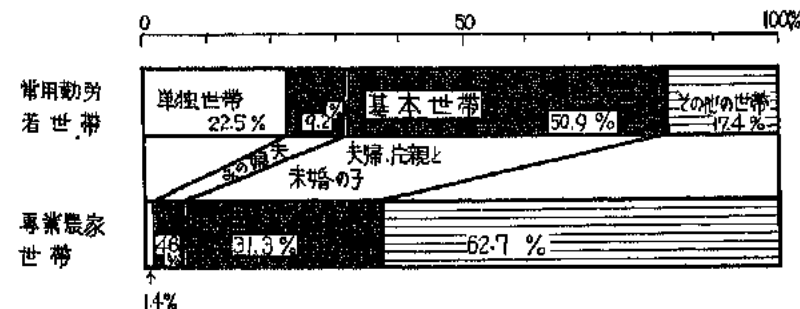
(4) 世帯構造

一般に、労働者世帯においては、夫婦と未婚の子のみで構成されるいわゆる核家族の形態が中心となる。第6図は世帯業態別にみた世帯構造の割合である。前掲、「厚生行政基礎調査」(昭和39年)によれば、世帯主とその配偶者のみ及び夫婦又は片親に未婚の子の加わった基本世帯は、常用労働者世帯では、昭和29年の55.2%から39年には60.1%へと3.9%の増加をみている。専業農家世帯では、基本世帯は31.3%から35.9%に増加している。常用労働者世帯における、その他の複合家族の割合は昭和29年の31.1%から39年には17.4%に減少し、家族規模の縮小現象は明らかである。

また、戦後、経済的理由から、あるいは文化的欲求に起因して、各階層における出生抑制傾向が強くなり、家族計画に対する関心が高まっている。

わが国の出生率は急激に低下し、一夫婦当たり出生児数が減少して家族規模縮小の原因をなしている。一般的にいつても、一人の女子が一生の間に生む女の子供数は人口の再生産力を示すが、わが国は31年以来、一人を割っており、人口の基調が縮小再生産であることを示している。「国勢調査」(昭和35年)によれば、世帯主の業態別既婚女子平均出生児数は、農林業業主世帯3.94人、非農林業雇用者世帯2.67人となっている。出生児数の減少、核家族の進展は労働者世帯の世帯構造を特色づけているといえよう。

第6図 世帯業態別世帯構造



資料出所 厚生省
「厚生行政基礎調査」(昭和39年)

- 注1) 単独世帯とは世帯員が1人だけの世帯をいう
 2) 基本世帯とは世帯主とその配偶者のみで構成する世帯と夫婦又は片親と未婚の子の加わった世帯をいう。
 3) その他の世帯とは上記以外の全ての世帯をいう

第2表
世帯業態別既婚女子平均出生児数

総 数	3.23 人
農 林 業 業 主 世 帯	3.98
非農林業雇用者世帯	2.67

資料出所
「国勢調査」(35年)

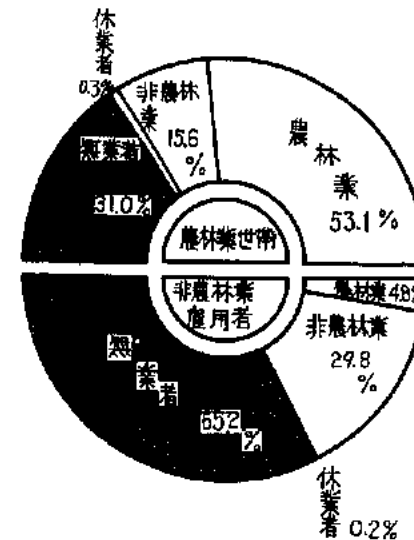
(5) 労働力構造

労働者世帯（一般世帯）の15才以上世帯員の就業・不就業の状態を示したものが第7図である。労働者世帯では家事だけを行なう主婦や学生など全く就業をしていないものが65.2%を占め、世帯員のなかで就業していない者の割合が多へ。第8図に示すように前掲、「厚生行政基礎調査」によると常用労働者世帯では平均世帯人員3.30人のうち1.46人が働き、有業率は0.44である。

労働者世帯における就業している世帯員（世帯主を含まない）の従業上の地位をみると非農林業雇用者が圧倒的に多いが、農業従事者、非農林業主、家族従業者もいる。一方、農家や非農林業主、家族従業者世帯の世帯員で非農林業雇用者として働いているものが少なくない。このように労働者世帯が農家、商家等から明瞭に分離していないことが、労働者家族問題の把握を複雑にしているといえよう。

また、前掲「労働力調査」によれば、昭和39年の労働者世帯における女子労働力率は35.6%で、そのうち20～29才の女子労働力率は46.2%（37年46.3%）、30～39才が35.2%（37年34.0%）、40～59才39.2%（37年39.2%）と中高年層女子の労働力化が顕著となって来ている。ちなみに、労働省婦人少年局調査「勤労者家庭の消費生活水準に関する意識」調査によれば、労働者世帯で、妻が雇用労働や自営業、内職等によって収入を得ている世帯は昭和37年には39%で、そのうち雇用労働への就業率は16%である。また39年調査結果によれば妻の就業率は37.5%、そのうち雇用労働への就業率は18.2%になっている。

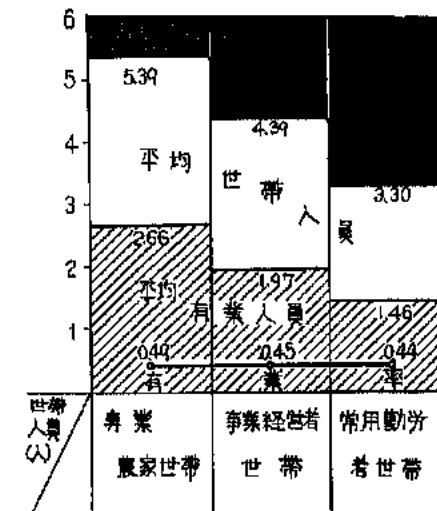
第7図 世帯業態別世帯員（15才以上）の就業、不就業状態



資料出所 総理府統計局
「就業構造基本調査」（昭和37年）

注）世帯主を含まない

第8図 世帯業態別にみた平均有業人員、有業率



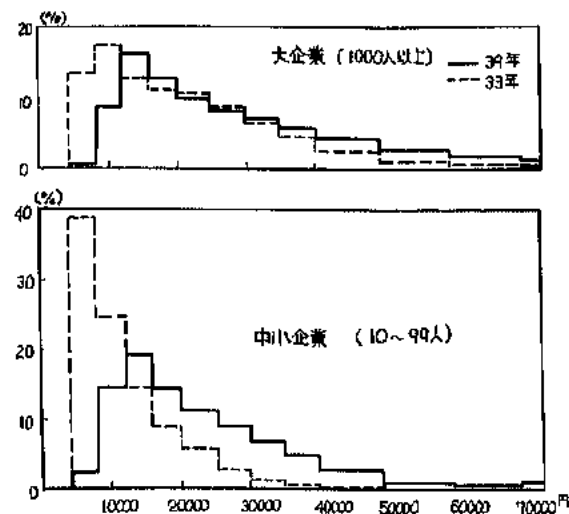
資料出所 厚生省
「厚生行政基礎調査」（昭和39年）

Ⅱ 経 済 生 活

(1) 平均収入からみた労働者世帯の分布

労働者世帯の収入源である勤労所得、賃金はここ数年来上昇を続けている。全体としての賃金水準の上昇とともに賃金構造の面にもいじりしい変化が起つている。その第1は初任給の急上昇が主たる原因となって、年令別の賃金格差が全般的に縮小したことであり、第2は規模別の格差も次第に縮小して来たことである。これら年令別・規模別賃金格差の縮小を反映し、賃金階級別にみた労働者の分布の型も変化して来ている。たとえば製造業労働者について1000人以上の大企業と10～99人の小企業の賃金階級別労働者分布の形を33年と39年と比較したもの第9図である。こうした賃金格差の縮小を反映して、収入階級別世帯分布も変化している。これを示したものが第10図である。昭和31年と37年における収入階級別世帯分布の状況を比較すると、次第に分布の山が収入の高い方に移動するとともに、山の高さも低くなっている。昭和31年には月間1.6万円以下(年間19.2万円以下)の世帯が全世帯の41.5%を占めているのに対し、昭和34年(年間20万円以下)には31.1%、37年には17.7%に減少している。また、年額30万～50万円の所得階級には昭和31年には22.3%の世帯が属していたのが、37年には32.1%の世帯が属するようになっている。昭和31年～34年の変化の程度と34年～37年の変化の程度を比較すると、昭和34年～37年において低所得階級の減少が顕著となっている。

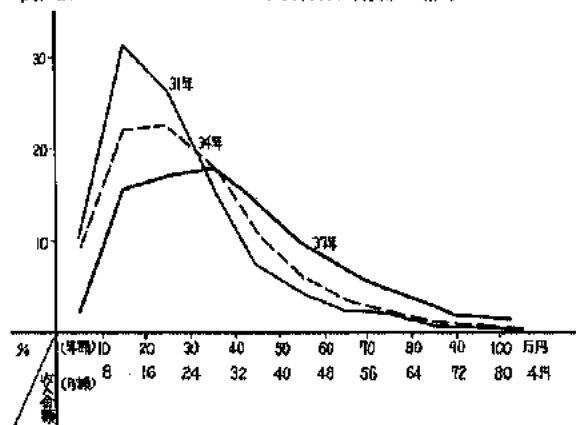
第9図 製造業労働者の賃金分布



資料出所 労働省
「昭和39年労働経済の分析」

注) 縦軸のパーセントは4000円きざみに対するもの

第10図 収入階級別世帯分布(非農林業雇用者世帯)



資料出所 総理府統計局
「就業構造基本調査」

注1) 平均世帯収入は収入不詳の世帯を除いて算出した
2) 年間所得による。ただし31年は月平均所得(下段)による

(2) 収入と消費支出

イ 実収入の伸びとその構成比

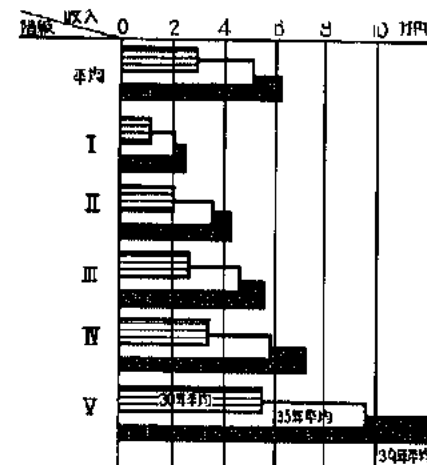
労働者世帯における実収入の総額（勤め先収入、事業・内職収入、その他の実収入から構成される総収入額）は毎年着実に増加している。昭和39年には名目実収入の総額は63,396円で32年に比し1.94倍と約2倍の増加率を示している。特に昭和35年以降の増加は顕著で対前年増加率は毎年10%をこえている。この実収入の伸びを現金実収入5分位階級別（集計世帯を現金実収入の低いものから高いものへと順にならべて5等分した場合の5つのグループで収入の低いものから順にそれぞれ第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳ、第Ⅴ階級とよぶ。）にみたものが第11図である。5分位階級別の動向は、年々かなり異なつた動きを示しており、昭和37年以降低所得層での伸びが大きかつた。昭和39年には、前年に比べ、第Ⅰ階級で14.0%、第Ⅱ階級で12.5%、第Ⅲ階級11.8%、第Ⅳ階級11.1%、第Ⅴ階級11.3%の伸びであつた。

これら実収入の伸びは主に、世帯主の勤め先収入の増加によるものである。第12図は昭和39年平均の人口5万以上都市労働者世帯の収入構成比を示したものである。実収入のうち勤め先収入が93.0%を占め、そのうち世帯主収入が83.1%である。妻の収入が3.2%、その他の世帯員収入6.7%となつている。世帯主収入の占める割合は昭和30年とくらべても、大きな変化はなく83%近い率をいつも占めている。一方、妻の勤め先収入の割合は年々増加し、昭和30年における実収入に対する割合は1.4%にすぎなかったのが、39年には3.2%になり、勤め先収入のなかに占める妻の寄与率が高まって来ている。

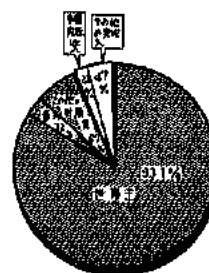
昭和35年を100とした場合の妻の勤め先収入の指数を示したものが第13図である。

その他、実収入のうち、事業・内職収入が2.3%、その他の実収入が4.7%を占めている。その他の実収入の内訳は、財産収入1.4%、社会保障給付0.6%、受贈1.0%、仕送り金0.3%、その他1.4%となっている。

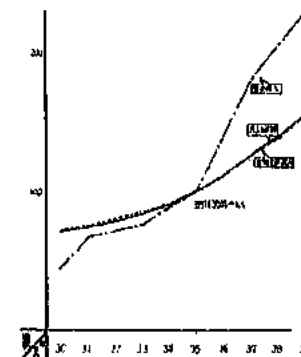
第11図 現金実収入5分位階級別実収入
(人口5万以上の都市労働者世帯)



第12図 労働者世帯1世帯当たり1カ月の収入構成比
(実収入=100%・昭和39年平均)



第13図 労働者世帯1世帯当たり年平均1カ月間の収入指数(人口5万以上の都市)



資料出所 総理府統計局
「家計調査」

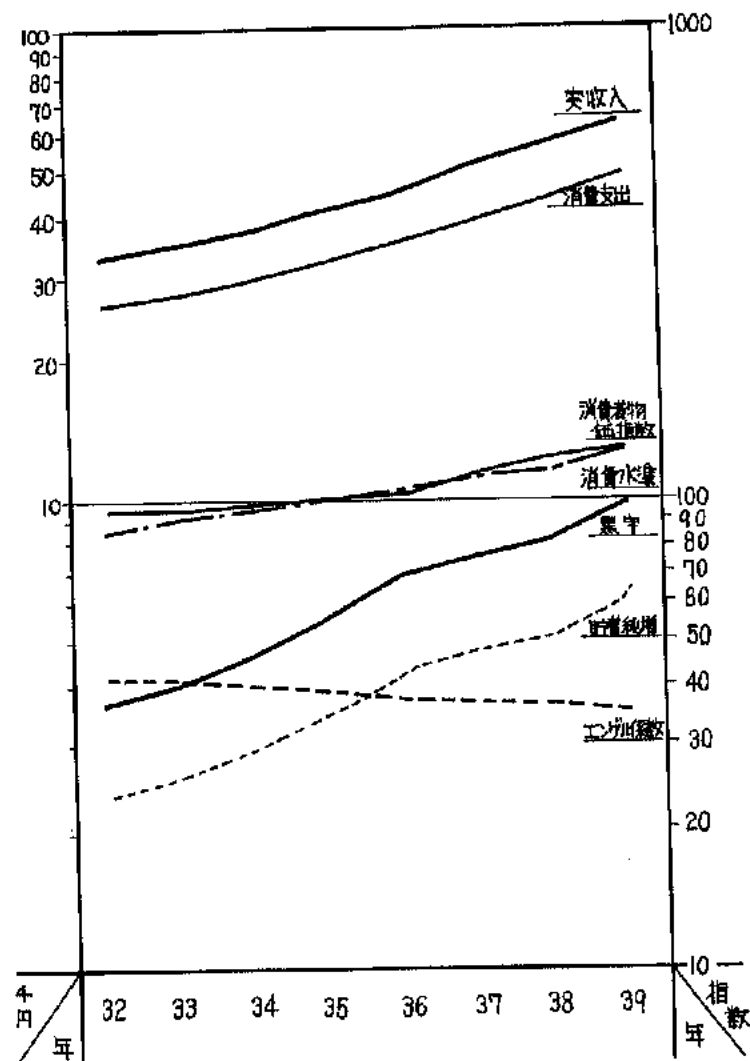
□ 消費支出と収支バランス

労働者世帯の家計主要指標を、前掲「家計調査」によつて記したものが第14図である。

所得水準の上昇を背景に、消費支出も順調に伸びている。昭和39年平均一世帯当たり消費支出は48,324円となっており、32年の26,092円に比し1.85倍に伸びている。しかし、消費者物価の上昇などにより、実質消費支出金額指数をみると、昭和32年を100とした場合、39年には142.1となる。消費支出を人員数、日数で調整し、それを35年基準で指数化し、消費者物価指数で除した「消費水準」の変化は大きな上昇テンポを示している。昭和30年以降は5～6%のレベルで景気変動にもかかわらず、かなり安定した上昇をつづけている。昭和35年を100とした場合、39年平均の消費水準は123.4である。この消費水準の大幅な上昇が収支バランスの改善を伴って実現されたことも、大きな特徴である。昭和26年頃では労働者世帯の約5割は平月の収支バランスは赤字であり、夏季、年末の臨時給与で駆け合わせするという状態であつたが、30年8.2%、31年10.5%と黒字率は急速に高まり、32年以降は例年10%をこえる高水準の黒字が持続し、39年には15.4%の黒字率を示している。

また、消費支出の動きを所得階級別にみると、高所得層での消費性向の低下が著しいことを反映し、消費支出格差は実収入同様縮小傾向がみられるものの、現金実収入5分位階級別にみると第Ⅴ階級の支出総額を100とした場合、第Ⅰ階級では37.8と、昭和39年においてもその格差がみられる。

第14図 労働者世帯消費生活主要指標（人口5万以上の都市）



資料出所 総理府統計局
「家計調査」

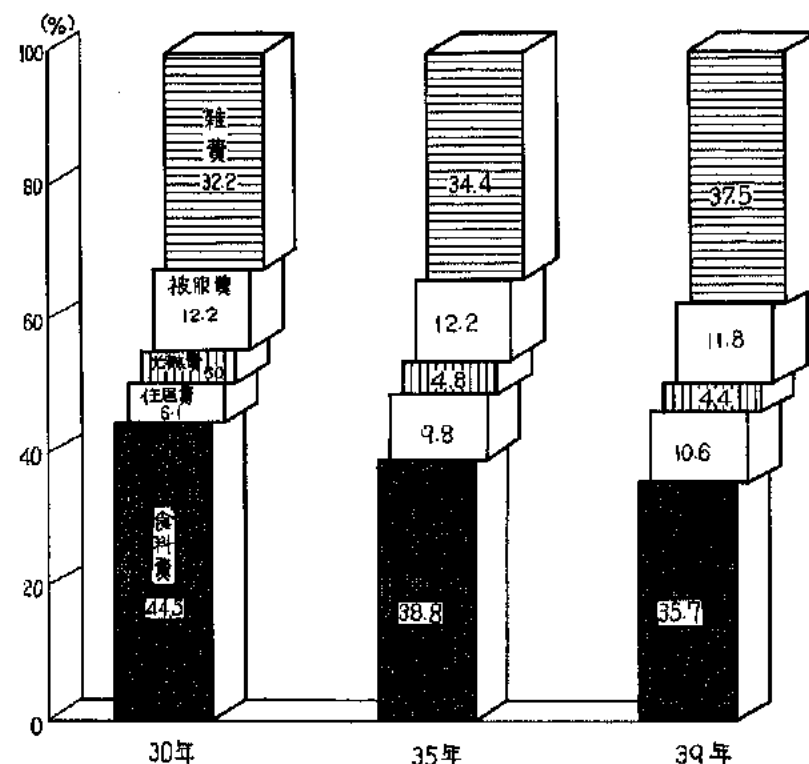
・(3) 消費構造の変化

消費水準の上昇とともに消費構造もかなり変わって来ている。第15図は消費構造の変化を示したものである。その特徴としては第1にエンゲル係数の漸減である。労働者世帯、農家世帯ともに昭和36年には40%を割るにいたり、39年、人口5万以上都市の労働者世帯では35.7%にまで低下した。このようなエンゲル係数の低下がいちじるしいが、実質面でみたカロリー摂取量の改善はかなり停滞的である。消費構造の変化の第2の特徴として、被服費構成比が昭和30年12.2%から39年11.8%と停滞的であり、住居費構成比が昭和30年の6.1%から39年の10.6%にいちじるしい増加を示しているのに対しここ1～2年の対前年増加率が次第に鈍化していることである。

このことは被服費のうちの衣料費ならびに住居費のうちの家具什器費の伸び率が低下したことに原因があり、衣服ならびに耐久消費財が一応充足されてきたものといえよう。

第3の特徴は雑費の構成比の増大である。昭和30年には32.2%を占めていた雑費が39年には37.5%に増加している。対前年増加率も昭和29年から33年には4.8%の増加を示していたものが、38年から39年には8.1%の増加率を示している。雑費は、そのなかに種々の費目を含んでいるが、なかでも最近増加がいちじるしいのは交通通信費、交際費、教養娯楽費などのレジャー関係費や教育費などの文化経費である。消費構造変化の方向としては、文化的経費を多く含む雑費の構成比が今後ますます増大することが予想されよう。

第15図 勤労者世帯消費支出構造の推移



資料出所 総理府統計局
「家計調査」

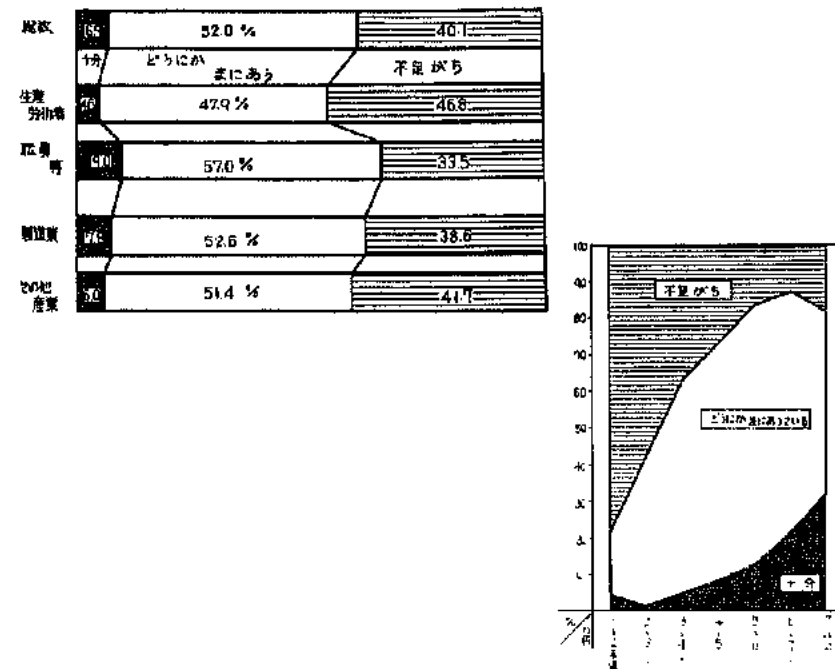
(4) 消費支出の増大と有業率

イ、家計の充足感状況と妻の就業状況

労働者世帯の生活状態をやや長期的にみると、消費水準の上昇が顕著であり、この消費水準の大幅な上昇が収支バランスの改善を伴って実現されていることが大きな特徴である。昭和39年の黒字率は15.4%であるが、現金実収入5分位階級別に平均消費性向をみると、第Ⅰ階級では116.9、第Ⅴ階級71.2となっている。ちなみに「勤労者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査—昭和38年調査結果」により現在の世帯の総収入で家計が十分にまかなえているかどうか、家計の充足感状況を示したものが第16図である。

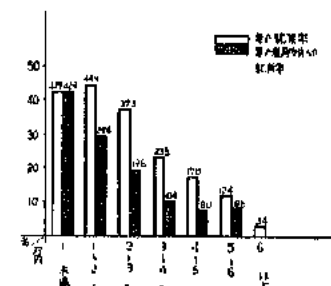
全体としてはどうにかまにあっていと感じるものが52.0%を占め、十分と感じるものは6.9%、不足がちと感じるものが40.1%である。収入が低い層では不充足感をもつものが多く、3万円未満の層では過半数が不充足感をもっている。また生産労働者世帯で41.8%、職員等で33.5%を占めている。第17図は夫の賃金階級別にみた妻の就業率を示したもので、一万円未満で42.9%、1～2万円で44.9%と低所得階層での妻の就業率が高い。妻の就業希望状況をみると現在働きたいと思っている妻が62.6%、そのうち仕事をさがしている妻が20.7%、積極的に仕事をしたがっていないが、働きたいと思っている妻は34.7%となっている。また、厚生省の「全国家庭児童調査」(昭和38年)によれば、母親の働く理由は「自分が働かないと家庭の収入が不足するから」46.9%、「自分が働かなくとも一応生活出来るが更に収入を得たい」18.0%、「自分が働かなくとも十分生活出来るが更に収入を得たい」4.7%となっており、家計補充目的が働く母の総数の半数近くを占めている。また、働く母の年令階級別家計補充型をみると年令による特色はなく、各年令階層の半数を占めている。

第16図 夫の職業・産業別・世帯収入階級別家計充足感状況



資料出所 労働省婦人少年局
「勤労者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査—38年調査結果」

第17図 夫の賃金階級別妻の就業率



資料出所 労働省婦人少年局
「勤労者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査—昭和38年調査結果」

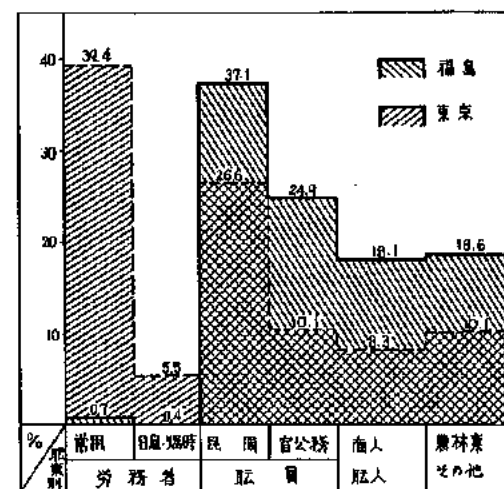
ロ、パートタイム・内職従事者

ここ数年、家計補充等のためのパートタイム・内職従事者の増加傾向がみられた。

労働省婦人少年局調査「女子パートタイマー調査—昭和39年12月予備調査」によれば、平均年齢は36.0才で、いわゆる中高年齢層によって多く占められている。このうち、74.3%が有配偶者であり、家計支持者が夫である者が69.4%を占めており、その夫の職業は会社員(44.0%)が最も多く、公務員(23.8%)、工員・職人(16.4%)がこれに次いでいる。このことは女子パートタイマーの多くが労働者世帯員であることを示している。

一方、内職従事者も急増している。労働省婦人少年局が各都道府県内職公共職業補導所の調査結果をとりまとめたものによると、内職従事世帯は全世帯の10%強を占めている。内職従事世帯の世帯主の職業状況を示したものが第18図であるが、地域によってかなり異った傾向を示している。例えば福島市では労働者世帯の職員層に多く、内職従事世帯の62%を占めている。東京都では労働者層に多く44.9%、職員層が36.7%を占めている。このように内職従事世帯のうち80%近くが労働者世帯である。世帯主の収入階層別にみると、地方都市においては15000円から30,000円、大都市では25,000円から35,000円の間で70~90%近くの内職従事世帯が含まれる。第19図は内職従事理由を、東京都労働局「東京都家内労働従事者実態調査」により示したものである。内職従事者のうち71.67%のものが家計補助のため内職に従事している。そのうち經常収入不足という理由がもっとも多く35.69%、小遣にあてる者26.63%となっている。

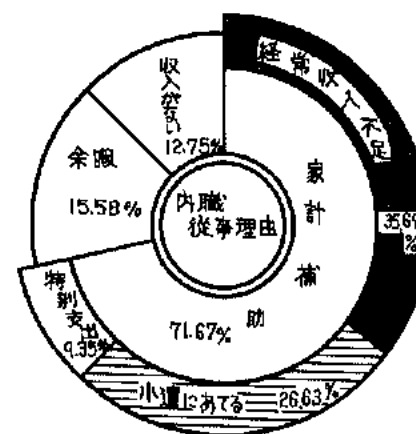
第18図 内職従事者世帯の職業状況



資料出所 労働省婦人少年局調

- 注1) 昭和38年調査結果
 2) 福島は福島市の1200世帯を、東京は板橋区1250世帯を調査

第19図 内職従事理由



資料出所 東京都労働局
 「東京都家内労働従事者実態調査」(昭和40年3月)

Ⅲ 住 居

(1) 住 居 費

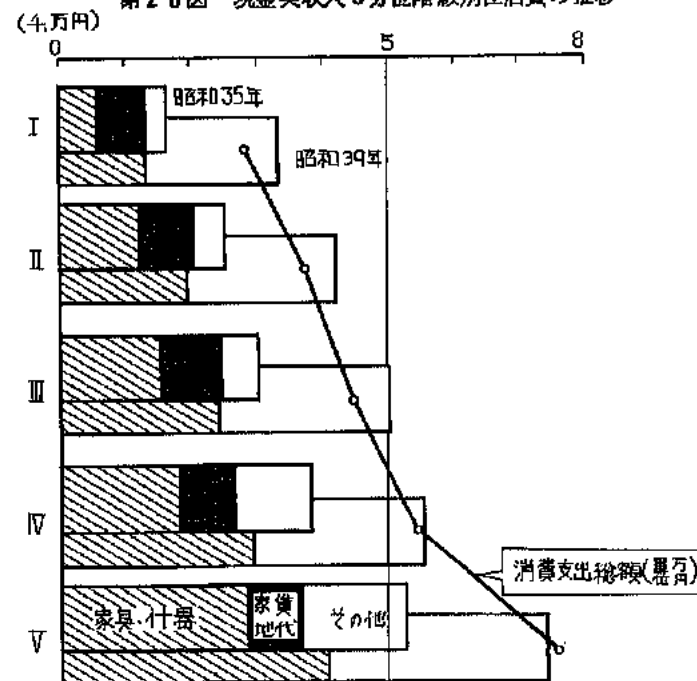
消費支出の中で住居費の占める割合は、昭和39年に10.6%であり、29年から36年頃までの住居費の増加率に比し、対前年増加率は鈍化しているが、家賃負担率の一般的上昇の中でも、特に借家、借間の家賃上昇が目立っている。前掲「家計調査」によれば、昭和38年における給与住宅に住む労働者世帯の消費支出金額は53076円、公営借家世帯46670円、民営借家世帯43834円、借間36861円であるのに対し、住居費の中の家賃・地代は借間3415円、民営借家2877円、公営借家1890円、給与住宅762円となっている。持家では261円である。

また、昭和39年における現金実収入5分位階級別住居費の割合をみると第Ⅰ階級で11.5%、第Ⅱ階級11.4%、第Ⅲ階級11.2%、第Ⅳ階級10.2%、第Ⅴ階級9.8%と消費支出額に占める住居費の絶対額は高所得階級ほど多いが、その消費支出総額に占める割合は低くなっている。これらの事情を示したものが第20図である。更に、第Ⅰ階級においては住居費のなかで家具、什器の購入支出が40.4%であるのに対し、第Ⅴ階級では54.6%を占め、家賃・地代の占める割合が小さい。

また、家賃・間代については地域格差がはなはだしい。総理府統計局「昭和38年度住宅統計調査」によれば、労働者世帯の密集する工業地帯と、いわゆる農村地帯での一畳あたり家賃・間代の差は大きい。例えば、東京都における平均一畳あたり家賃は566円に対し、全国で最低の秋田では107円と5倍以上の比率を示している。

「昭和39年労働経済の分析」(労働省)によれば住居費負担が労働者世帯特に借家、借間世帯の生活に与える影響として3つの問題点を指摘している。第1に借間借家世帯の住居費負担が大きく、その他の消費内容にはねかえりがみられること。第2に従来持家を目標とした貯蓄などもあって高い貯蓄率を示していたが最近それが低下していること。第3に住居費の中でも家賃地代分が大きいこともあって家具への支出は少く、これが資産面にも反映していることである。

第20図 現金実収入5分位階級別住居費の推移



資料出所 総理府統計局
「家計調査」

第3表 地域別1畳あたり家賃・および間代

		東 京	秋 田
一畳あたり家賃(円)	総 数	566	107
	専 用 住 宅		
	総 数	550	100
	公営・公団・公社借家	277	104
	民営借家(設備専用)	676	173
	(設備共用)	966	245
	給 与 住 宅	111	24
一り畳間あたり代(円)	併 用 住 宅	687	161
	住宅に同居する普通世帯	622	223
	住宅でない建物に同居する普通世帯	151	13

資料出所 総理府統計局
「昭和38年度住宅統計調査」

(2) 住宅事情

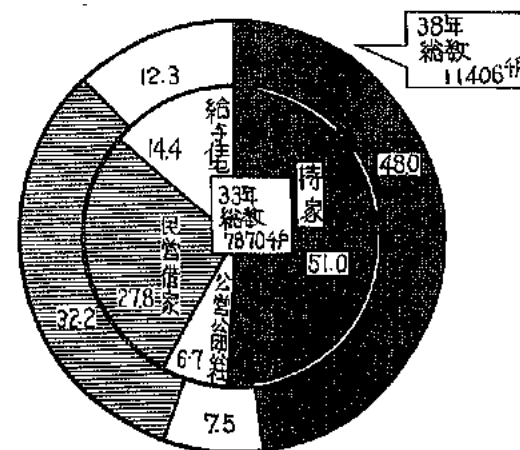
住宅の需要単位である世帯数は、人口の増加率を上回って傾向的な増大を示しているが、住宅建設戸数は昭和30年以降わが国の経済の急速な成長発展とともに景気変動の影響を受けながらも一貫して上昇を示している。建設省の「建築動態統計」によれば、対前年増加率は35年が11.5%、36年が26.4%、37年9.4%、38年17.5%となっている。住宅難世帯といわれる非住宅居住世帯、老朽危険住宅居住世帯、および狭小過密世帯（居住室の畳数が9畳未満で、且つ1人当たり2.5畳以下の居住密度のもの）は、労働者世帯では昭和33年の151.3万戸から、38年には127.3万戸に減少している。その割合も、19.2%から11.2%へと8.0%の減少を示した。居住条件（全世帯）についてみると一戸当り平均室数は3.6室から3.8室へ、一戸当り平均畳数は20.7畳から21.8畳へ、一人当り平均畳数は4.1畳から4.9畳になった。民間常用雇用労働者世帯の居住条件をみると一世帯当たり平均畳数15.77畳、一人当たり平均畳数4.13畳と全世帯に比し低い居住条件にある。

労働者世帯の住宅所有関係別割合を示したものが第21図である。総理府統計局「住宅統計調査」（昭和38年）によれば、労働者世帯では48.0%が持家であり、昭和33年（51.0%）に比し低下している。給与住宅も12.3%で33年（14.4%）に対し、その構成比は低下している。住宅戸数の昭和33年から38年への増加率をみると総数で44.9%増加している。特に公営・公団・公社と民営の借家の増加率が61.6%、67.9%と高くなっている。

第4表 居住条件

	33年	38年	増加率
一戸当たり平均室数	3.6	3.8	5.6%
一戸当たり平均畳数	20.7	21.8	5.3
一人当たり平均畳数	4.1	4.9	18.7
住宅難世帯 （勤労者世帯）	1513（千戸）	1273（千戸）	△ 15.6
同 上 比 率	19.2%	11.2%	△ 8.0

第21図 労働者世帯の住宅所有関係別割合



資料出所
総理府統計局「住宅統計調査」

注) 居住条件のみは全世帯に関するもの、住宅難世帯比率は総数に対する住宅難（非居住住宅・同居・老朽）世帯の比率

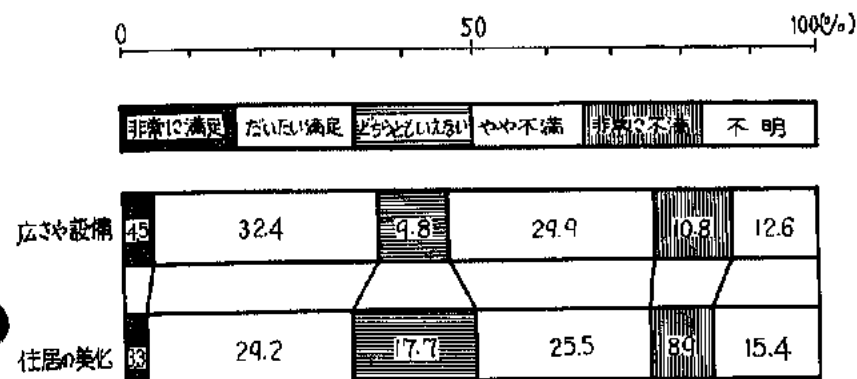
(3) 住宅についての充足感

消費生活の中で住居の広さや設備、住居の美化についての充足感を「勤労者家庭の消費生活水準に関する意識調査—昭和39年結果速報」によって示したものが第22図である。食生活、衣生活については50%近くの妻がだいたい満足であり、やや不満、非常に不満が10%強であるのに対し、住居についてはやや不満・非常に不満が40%近くになっている。

また、同調査の昭和38年調査で、住居に対する最少限度の要求水準を知るため現在のすまいについて、せめてこれだけは欲しいものを調査したところ、ほしいものがある世帯は85.2%を占めている。そのうち最も多いのは部屋数が欲しい(59.8%)、次いで水洗式便所にした(38.1%)、風呂場がほしい(32.0%)となっている。また、労働者世帯特有の問題として三交代制等による深夜勤務の問題があるが、同調査において「勤務あけ後、静かに休むことができるかどうか」の質問に対する回答が第23図である。深夜勤務のある20.7%のうち、「出来る」と答えたものは12.8%である。「出来ないもの」は7.6%で、安眠出来ない理由として、外部の音がうるさい2.8%、子供がさわぐ2.3%、部屋がない0.8%となっている。

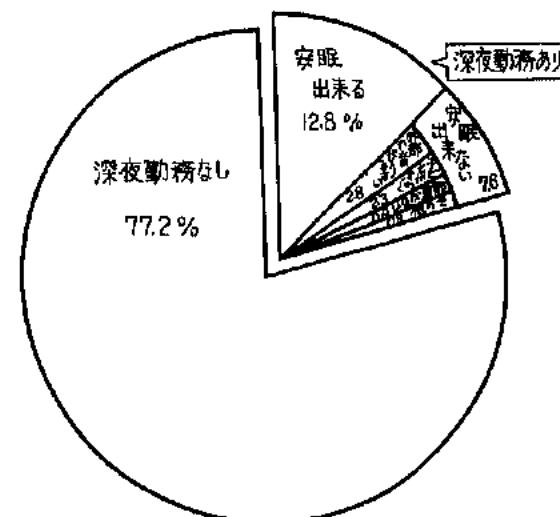
また、労働者世帯に特有な給与住宅は所有関係別にみると総数の12.3%を占めている。大阪府労働部が府下552企業の福利厚生の実態を昭和39年に調査したのによると、企業のうち45.7%が社宅を有している。利用基準として役職者以上のもの17.2%、役職者とは限らないもの73.3%であり、300人以下の中小企業では利用基準が役職者だけというものが20%以上を占めている。一戸平均一か月平均利用料金は1823円である。

第22図 労働者世帯の住居面における妻の満足度



資料出所 労働省婦人少年局
「勤労者家庭の消費生活水準に関する意識調査—昭和39年結果速報」

第23図 夫の深夜勤務の有無及び静かに休むことができるか



資料出所 労働省婦人少年局
「勤労者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査—昭和38年調査結果」

Ⅳ 保 健 衛 生

(1) 食生活の改善と栄養

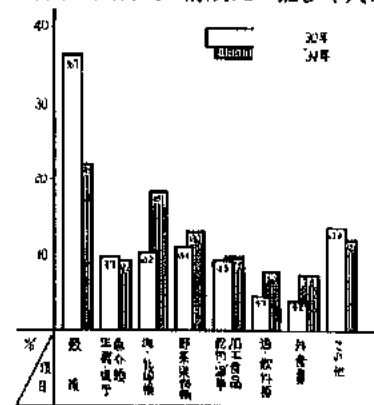
家計消費支出のなかに占める食料費の割合を示すエンゲル係数は昭和30年の44.5%から、39年には35.7%に低下している。また、食料費の構成も食生活の改善を反映してかなりの変化がみられる。食料費の内訳を昭和30年と39年とを対比したものが第24図である。

第1の特徴として、穀類比率の低下があげられる。人口5万以上の都市勤労者世帯では昭和30年に穀類費は36.7%を占めていたものが、39年には21.9%に低下している。一方、肉、乳卵類は10.2%から18.1%に上昇しているが、この間消費者物価は肉、乳卵類の上昇の方が穀類の上昇に比し高くなっている。第2には酒、飲料などの嗜好食品への支出の増加があげられる。この嗜好食品の増加は食生活の多様化を示すものといえよう。

栄養面をみると、国民1人1日当たり栄養摂取量は動物性蛋白質、脂肪、ビタミンなど必要栄養成分が増加しており、従来多かった含水炭素の摂取量が漸減の傾向を示しているなど全般的にみて順調な改善を示している。

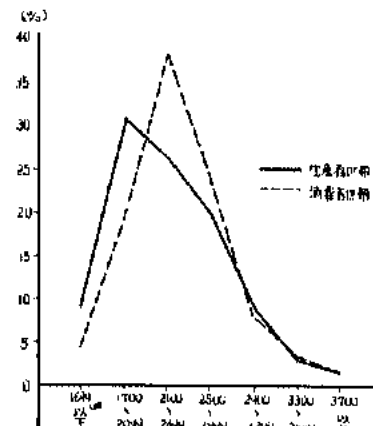
第25図は世帯別にみた成人1人1日当たりの熱量摂取分布状況である。常用勤労者世帯、日雇・家内労働者世帯、事業経営者世帯、その他の世帯からなる消費者世帯では2100~2899キロカロリーの間に63%の世帯が含まれている。そのうち常用勤労者世帯の平均摂取熱量は2047キロカロリー、日雇・家内労働者世帯は1996.5キロカロリーである。蛋白質の摂取量は常用勤労者世帯で71.5g、日雇・家内労働者世帯68.1gで動物性蛋白質は、前者が30.6gに対し、後者は26.9gとなっている。現在の熱量摂取量が十分なものであるか明確な資料はないが、厚生省の「昭和45年を目途とした栄養基準量」によると2300キロカロリーが基準熱量であり、常用勤労者世帯の熱量摂取は、その89.1%、日雇・家内労働者世帯では85.7%にあたる。

第24図 食料費の構成比の推移（人口5万以上の都市・勤労者世帯）



資料出所 総理府統計局「家計調査」

第25図 世帯別・成人1人1日当たり熱量摂取分布状況 (昭和38年11月分)



資料出所 厚生省「国民栄養の現状」(昭和38年)

注1) 生産者世帯とは耕地面積0.3ヘクタール以上の農家世帯

2) 消費者世帯とは耕地を全く有しない世帯で事業経営者世帯、常用勤労者世帯、日雇・家内労働者世帯、その他の消費者世帯を含む。

第5表 摂取栄養量 38年5月

	生産者世帯	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇・家内労働者世帯
蛋白質(動物性)	31.9	30.5	30.5	26.9
脂肪	46.1	41.2	41.9	41.2
含水炭素	281.0	281.0	281.0	281.0
カルシウム(mg)	422.9	300.1	337.3	374.0
鉄(mg)	3.60	4.27	4.32	3.74
亜鉛(mg)	1.388	1.281	1.274	1.277
銅(mg)	1.4	1.3	1.3	1.3
ビタミンA(μg)	3,128	3,166	3,664	2,538
ビタミンB1(mg)	0.98	1.04	1.07	0.98
ビタミンB2(mg)	0.74	0.81	0.87	0.74
ビタミンC(mg)	58	69	72	58

資料出所 厚生省「国民栄養の現状」(昭和38年度)
注) 生産者世帯とは0.3ヘクタール以上の耕地面積をもつ農家世帯をさす。

(2) 有病率

戦後の一般的な健康水準は死亡率の顕著な低下や平均寿命の大幅な伸長に示されるように大きく向上したといえよう。

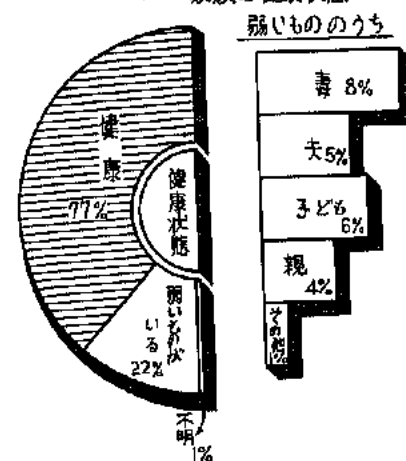
前掲、「勤労者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査」(昭和37年調査結果報告)による家族員の健康状態を示したものが第26図である。健康状態にあるものは77%で大部分のものが健康である。弱いものがある世帯は対象者の2.2%で、妻、子ども、夫、両親の順に弱いものが多くなっている。また、厚生省「厚生行政基礎調査報告」(昭和39年)によれば、傷病者が1人でもいる世帯の千世帯対傷病世帯の割合は185.2である。

これを世帯主の業態別にみると、耕地面積0.3ヘクタール以上の農家世帯では280.1、耕地面積0.3ヘクタール未満の世帯では163.0となっている。後者のうち常用勤労者世帯は141.3で、傷病率が一番低く、日雇労働者世帯は222.9である。

千世帯対傷病世帯の分布を収入階級別に示したものが第27図である。1万円未満の世帯に於ける傷病率が高く、3千円未満では221.4、5千円未満では273.8となっている。

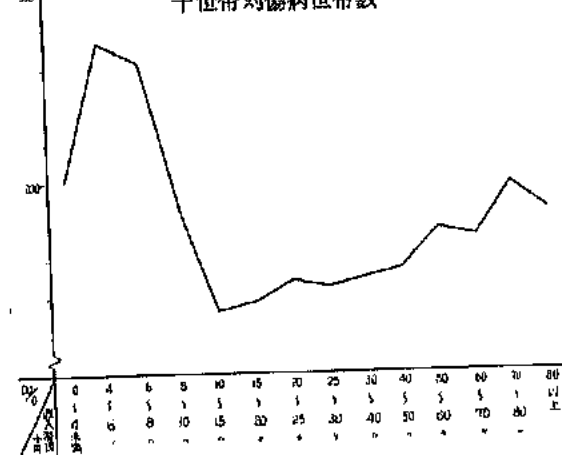
1万円以上の収入階級での傷病率は、緩慢な上昇傾向を示しているがこれは、平均世帯員が増加していることも一つの理由である。一般的な傾向として、低所得世帯ほど有病率が高いと言えよう。

第26図 家族の健康状態



資料出所 労働省婦人少年局
「勤労者家庭の消費生活水準に関する、主婦の意識調査
昭和37年調査結果」

第27図 勤労その他の世帯の現金実収入階級別にみた千世帯対傷病世帯数



資料出所 厚生省
「厚生行政基礎調査報告」(昭和39年)

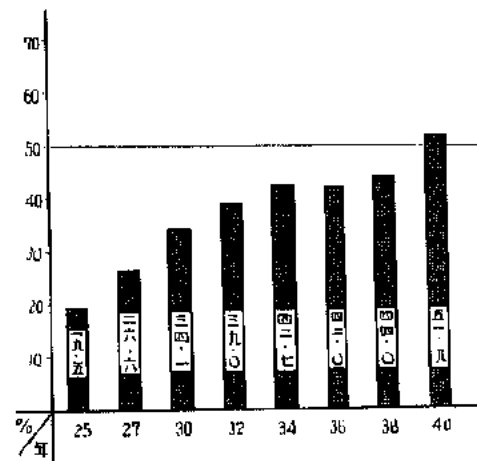
- 注 1) 傷病世帯とは傷病者が1人でもいる世帯をいう
2) 常用勤労者世帯、日雇労働者世帯、その他の就業者世帯、不就業世帯を含む

(3) 家族計画

経済的あるいは文化的欲求等から小家族への要求が高まってきて、家族計画を実施しようとする傾向が特に労働者家族に強くあらわれてきている。毎日新聞社人口問題調査会「第8回全国家族計画調査」による受胎調節実行率を示したものが第28図である。受胎調節実行率上昇の要因としては、従来受胎調節の実行率にみられた市部と郡部との差が完全に消滅したと、および自営業主・単純労働者層での実行率がいちじるしく増加したことがあげられる。実行率を世帯主の職業別にみると、官庁、大中企業の事務職員、ならびに技師、技術職員層では57.2%、専門職・管理職層では54.6%と高率を示している。一方、単純労働者層は41.1%(前回18%)、店員、販売員・中小企業従業員54.7%(前回38%)、自営業主51%(前回40%)と急速な増加を示し、実行率で見た夫の職業別差異は次第に消滅する傾向にある。

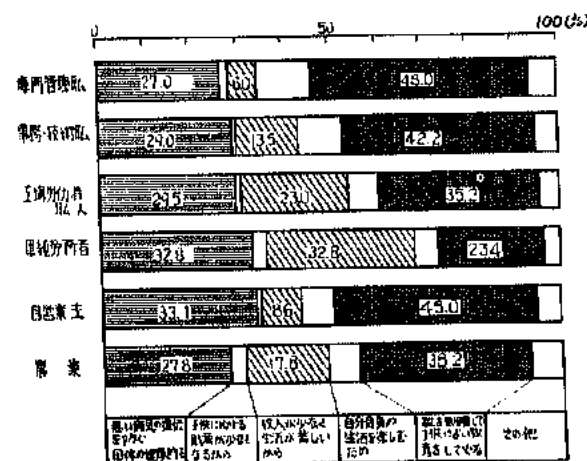
受胎調節実行理由をみると、「数を制限し子供によい教育をしてやるため」40.5%、「母体の健康をまもるため」28.9%、「収入が少なく生活が苦しいから」15.6%、「自分自身の生活を楽しむため」が8.0%になっている。世帯主の職業別に受胎調節実行理由をみたものが第29図である。専門・管理職、事務・技術職では「数を制限してよい教育をしてやる」が48.0%、42.2%で、工場労働者、単純労働者の35.2%、23.4%に比し高い率を示している。一方、単純労働者、工場労働者では「収入が少なく生活が苦しい」という理由をあげているものが32.8%、23.0%となっている。前回の調査までは生活が苦しいことを実行理由としてあげていた比重は一貫して減少していたが、今回の調査では反発するきざしをみせている。

第28図 受胎調節実行率の推移



注) 調査対象者は全国3600人の既婚有夫の女子で年齢49才以下のもの

第29図 世帯主の職業別受胎調節実行理由



資料出所 毎日新聞社人口問題調査会
「第8回全国家族計画調査」

- 注 1) 避妊を現在実行している妻および過去に実行したことのある妻2116人を対象
2) 総回答数を100とする

V 家庭管理

(1) 生活の設計

イ、長期設計

日常の家庭生活を運営して行く上での生活の長期設計は具体的には住宅建設、教育費の積立、老後の準備等があげられるが、労働者世帯における生活の長期設計を貯蓄の面からみてみよう。

前掲「労働者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査—昭和38年調査結果」によれば、貯金（常時ひきださないもの）、生命保険、株、投資信託、債券などなんらかの貯蓄をしている世帯は全体の89.5%、貯蓄のない世帯は8.8%である。貯金をしている世帯の割合は収入の多い層ほど多く、生涯労働者世帯よりも職員等世帯が多い。収入1〜2万円未満層では貯蓄していない世帯が33.6%になっている。具体的な目的をもって貯蓄をしているものが88.7%あり、貯蓄の目的を示したものが才30図である。子供の教育費が最も多く58.1%、次いで老後の生活費36.8%、住宅入手26.7%、その他不時の出費、住宅改築、子どもの結婚資金、予備生活費、出産、教養娯楽などが主なものである。貯蓄の目的は一般に収入階級によって大きな差はみられないが、老後の生活費を目的とするものは収入の高いものほど多くなる。これは収入の高いものは概して年令も高く、老後の生活に関心が強くなるためである。

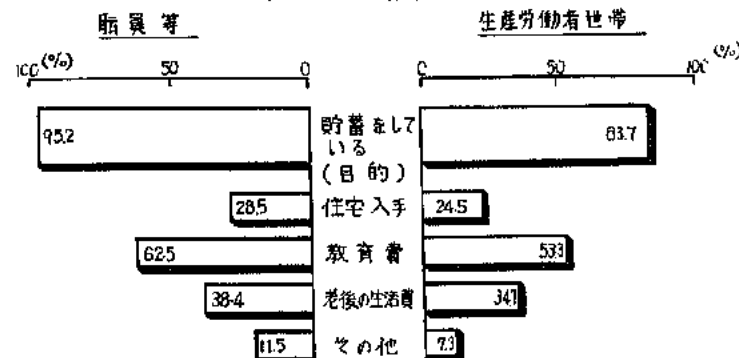
ロ、管理の計画性

家庭生活の諸機能を十分に発揮するためには消費経済面での計画性、家事作業を合理的に処して行くための計画性が重要になってくるが、消費経済面での計画性を予算生活と家計簿記帳の面から示したものが才31図と32図である。

「都民婦人の意識と実態—消費生活及び家事技術に関する調査」（東京都民生局）によれば、家計簿を記載しているのは事務系労働者世帯64.2%、労務系労働者世帯48.3%である。

「予算を立てて生活しているかどうか」については、事務系労働者世帯74.6%、労務系労働者世帯47.2%であり、予算を立てている世帯の方が家計簿をつけている世帯より多いが、これは予算はたてても、必ずしも家計簿をつけていない世帯があることを示している。

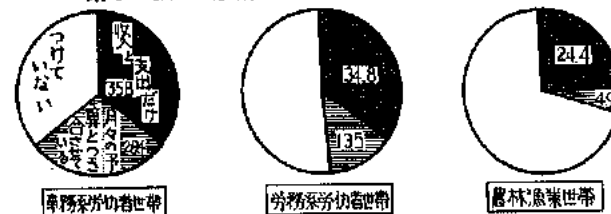
第30図 貯蓄の有無及びその目的



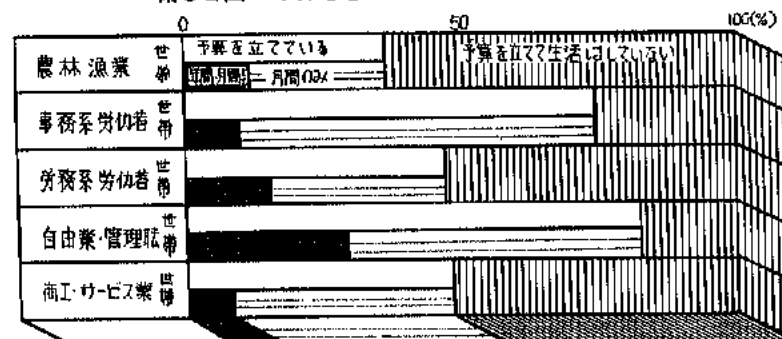
資料出所 労働省婦人少年局
「労働者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査—昭和38年調査結果」

注) 貯蓄目的の種類は多回答式であるため、計は「貯蓄目的あり」を上まわる

第31図 家計簿をどのようにつけているか



第32図 予算をどのように立てているか



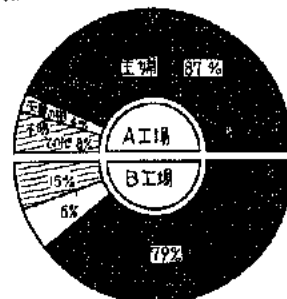
資料出所 東京都民生局
「都民婦人の意識と実態」（昭和35年11月）

(2) 家事作業

家事作業は日常の家庭生活を維持するためには欠くことが出来ないが、労働者世帯における家事の主な担当者を示したものが第33図である。労働者婦人少年向調査「主婦の病氣、出産時の静養に関する調査」(4事業場の男子既婚労働者各1200名の妻に対する調査)結果によれば、その主な担当者は80～90%までが主婦である。この家事作業のなかには、炊事、洗濯、裁縫と被服管理、掃除、育児、その他買物などが含まれるが、家族構成の単純な労働者世帯においては、子供、夫の家事労働への参加、家事作業の分担が行なわれるようになって来ている。全国的な資料ではないが「隊政学雑誌65号」の研究によると、一般家庭の夫で家事労働に参加する時間は16分、共働き世帯では41分である。これら各世帯員の家事労働への参加とともに、近年、急速な普及率をみた耐久消費財は主婦の家事労働軽減に大きな役割りを果たしている。「労働者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査—昭和38年調査結果」により、労働者世帯における耐久消費財の保有状況を世帯収入階級別にみたものが第34図である。

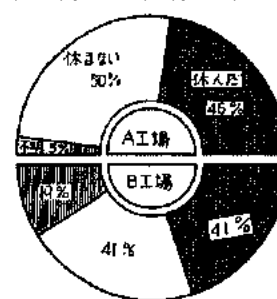
また、主たる家事の担当者である主婦の病氣、出産をした場合、家事処理の上で不便を来すことになり、夫が勤務を休み、家事、育児などを担当している状況を示したものが第35図である。このような事態に対応して事業場が従業員の家庭の家事援助をするためにホームヘルパーを派遣する制度が「事業内ホームヘルプ制度」であるが、労働省では昭和35年からこの制度の推進をはかり、現在約200事業場が実施している。

第33図 日常の家事担当者



注1) 昭和34年1月～11月調査
注2) A工場は神奈川県 B工場は大分県

第35図 妻が病氣の際の夫の欠勤状況

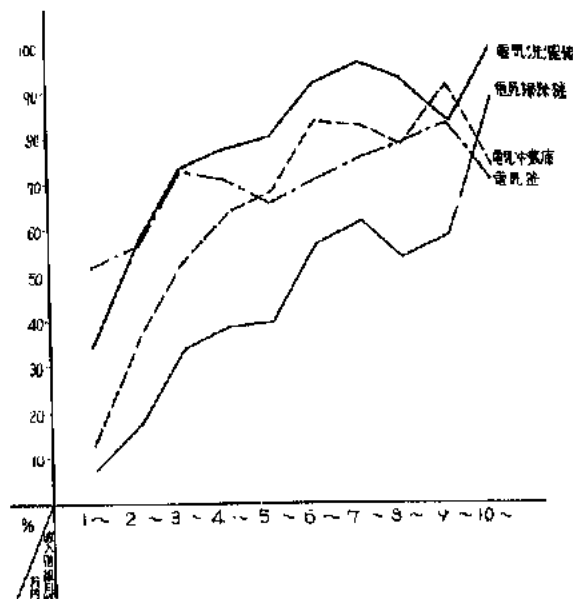


注1) 妻の病氣とは3日以上床についたことを指す

資料出所 労働省婦人少年局

「主婦の病氣・出産時の静養に関する調査」

第34図 世帯収入階級別耐久消費財保有率



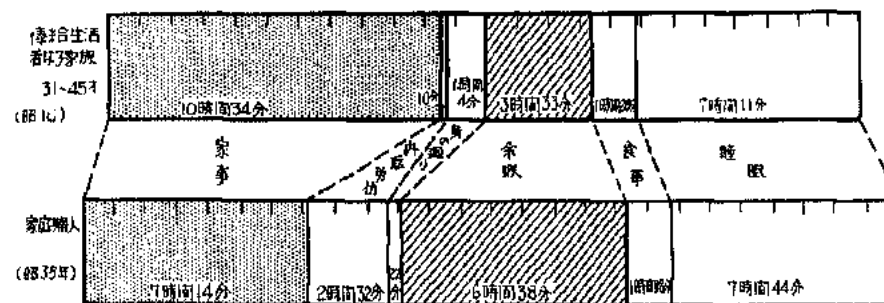
資料出所 労働省婦人少年局

「労働者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査—昭和38年調査結果」

(3) 生活時間

労働者家庭主婦のみを対象とした資料ではないが家庭の主婦の家事労働時間は近年才36図が示すように大巾に短縮されている。NHK放送文化研究所の調査によれば、昭和16年に主婦の家事労働時間が10時間34分だったものが35年には7時間14分までに短縮され、余暇時間は3時間35分から6時間38分と大巾な増加を見るに至った。このことは、教養、娯楽などの文化面についての欲求が高まり生活を合理化して余暇を楽しむという生活態度の一般的になって来たことを示すものといえよう。とくに、家族構成が単純であり、おおむね都市居住者である労働者世帯においては、近代的生活意識の浸透が早く、文化、レクレーションを家族とともに享受しようとする傾向が強まり、主婦の余暇生活への積極的参加が可能になって来ているといえよう。このように増加した余暇時間をどのように過しているかを示したものが才37図である。前掲、「勤労者家庭の消費生活水準に関する意識調査」(39年結果速報)によれば、余暇時間に主にすることはテレビを見ることである。夫では78.0%、妻74.8%が主にテレビを見てすごし、その他新聞を読む(夫74.0%、妻59.1%)、ラジオを聞く(夫25.0%、妻22.2%)となっている。やりたいが十分出来ないものとして、旅行、ハイキング、ドライブ等があげられている。

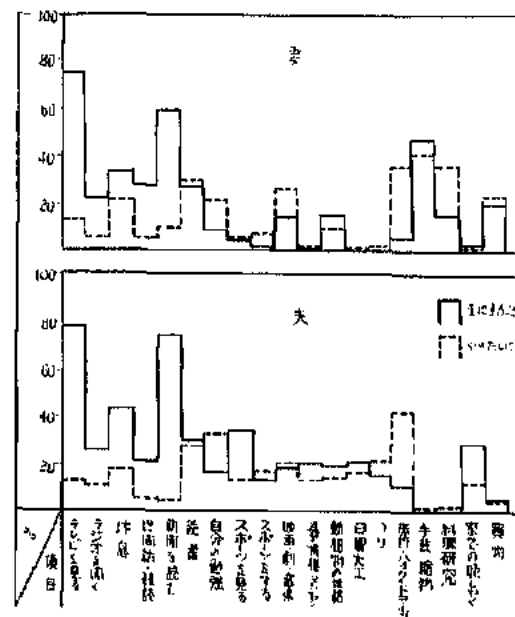
第36図 家庭婦人の生活時間の推移



資料出所 NHK放送文化研究所 「日本人の生活時間」

注) 昭和35年の調査では2つの行動を並行して行なった場合には2項目にそれぞれ計算したため、一日の総時間の合計が24時間を上回ったものである

第37図 余暇時間のすごし方



資料出所 労働省婦人省年局
「勤労者家庭の消費生活水準に関する意識調査—昭和39年結果速報—」

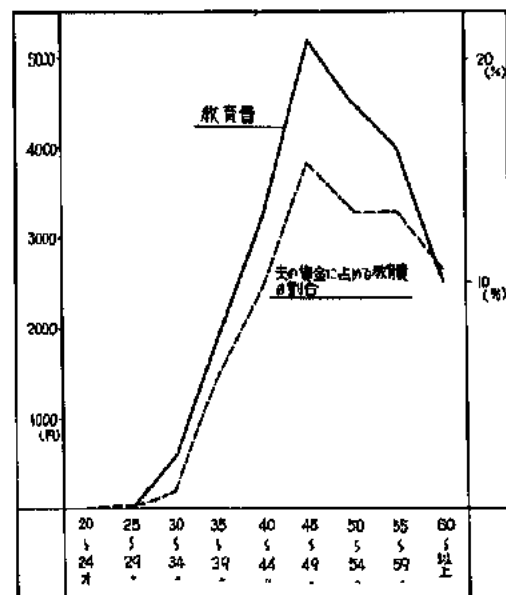
(4) 子女の教育

1. 教育費

労働者世帯における教育費の負担額はここ数年上昇を続け、昭和39年の対前年増加率は23.7%となっている。「家計調査」によれば昭和39年の教育費は1616円で文房具費167円を含めると支出総額の3.6%になる。

世帯主の年令別教育費負担額を示したものが第38図である。前掲「勤労者家族の消費生活水準に関する主婦の意識調査—昭和38年調査結果」によれば、40才、50才、ことに45～49才の教育費の負担がもっとも重く、5180円である。平均負担額は2073円で「家計調査」による教育費と文房具費をプラスした1783円より高くなっている。夫の賃金の中に占める教育費の割合は平均7.0%で、最も負担率の高い45～49才の間では15.4%の高率になっている。また、世帯収入の中に占める割合は、平均5.5%、45～49才の間では11.6%である。この調査では、教育費の範囲を授業料、給食費、PTA会費、クラブ費、教科書代、文具代、交通費並びに親もとを離れた子供については生活費をあわせた1カ月の必要経費金額をしているが、子ども1人あたり平均教育費（月額）は幼稚園1778円、小学校1141円、中学校1815円、全日制高校3639円、定時制高校2109円、大学生のうち同居の子どもは8708円、親もとを離れている子供の場合15567円となっている。

第38図 夫の年令別教育費の負担額



第6表 学校種類別一人あたり教育費平均月額

		公 立	私 立
同居する子供	幼稚園	1,541円	1,946円
	小学校	1,080	1,582
	中学校	1,703	3,341
	高等学校	3,066	4,679
		1,688	3,600
	大学	5,462	11,465
別居	大学	15,417	16,250

資料出所 労働省婦人少年局

- 注1) 学校教育費の範囲は授業料・給食費・PTA会費・クラブ費・教科書代・文具代・交通費である。
 2) 親もとからはなれた子供の場合は教育費、生活費をあわせた1カ月の必要経費金額
 「勤労者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査」
 — 昭和38年調査結果 —

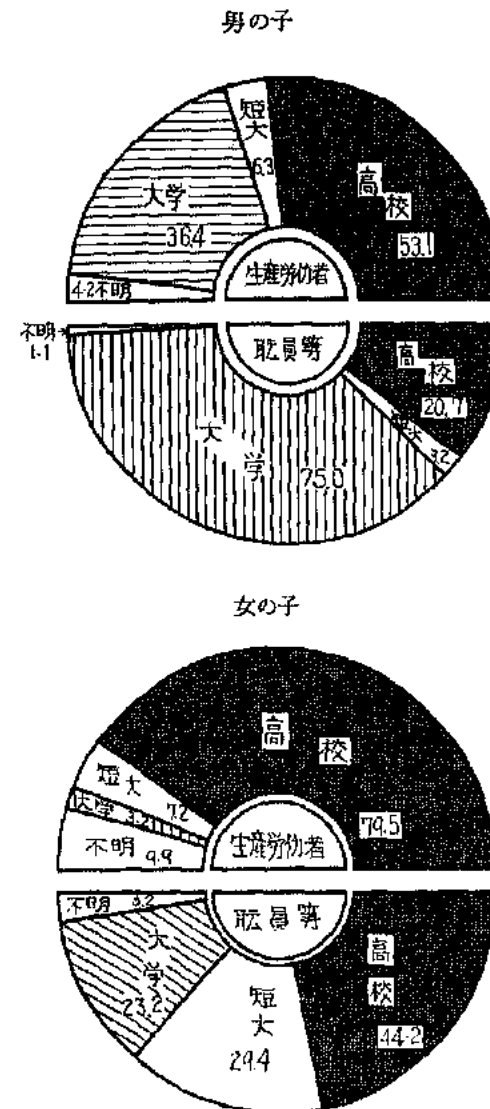
ロ、子供についての教育希望状況

労働者世帯では子女に教育をうけさせようとする傾向が強く、近年この傾向は著しく高まっている。現在義務教育中の子どもをもつ世帯について子供に対する進学希望状況を示したものが第39図である。前掲「労働者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査—昭和38年調査結果」によれば、男の子の場合過半数の53.6%が大学までやりたいと答えている。次いで短大まで4.8%、高校まで38.8%となっている。女の子については高校までというのが過半数の62.0%を占め、以下短大まで18.3%、大学まで13.2%となっており、いずれも高校以上の教育を受けさせたい希望を示している。高校までを希望しているものでは女の子については普通高校を、男の子については実業高校を希望しているものが多い。

世帯収入階級別にみると、収入の高い層ほど子どもの教育程度について高い希望を持っており、例えば月収1～2万円層では男の子については高校まで64.7%、大学まで8.8%であるのにくらべ月収5～6万円層では高校まで16.7%、大学まで77.8%となっている。女の子については男の子の場合ほど大差はないが、例えば月収1～2万円層では高校まで52.8%、短大まで2.8%、大学まで11.1%であるのに対し、月収5～6万円層では高校まで50.0%、短大まで25.7%、大学まで17.1%となっている。職種別では生産労働者よりも職員等世帯のほうがか子どもの教育に対しては高い希望をもっている。

希望する教育を受けさせる経済的余裕については、男の子について「むりしてやりたい」78.9%（高校79.4%、短大84.2%、大学82.2%）である。女の子について「むりしてやりたい」のは65.2%（高校68.5%、短大70.9%、大学73.4%）と男の子についての進学希望が強い。むりしてもやりたい世帯のうちでは、家計をきりつめる、他の家族の就労によるという回答が多い。

第39図 親の希望する教育程度



資料出所 労働省婦人少年局

「労働者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査—昭和38年調査結果」

VI 社会保険

労働者家族においては、勤労収入が得られなくなった場合、世帯主ならびにその家族の経済生活の挫折を招くことになるが、この弱点を補うために、各種の社会保険が大きな役わりを果たしている。

(1) 失業保険

失業保険は被保険者が離職し、労働の意志と能力をもちながら職業につくことができない場合、保険金を支給しその生活の安定を図ることを目的としている。労働者家族集団の維持に対する配慮として意味をもつものは、扶養加算が行なわれていることである。昭和38年の「失業保険法の一部を改正する法律」で大幅な改正が行なわれ、扶養加算制度の実施等が新たに追加された。受給資格者に扶養親族がある場合、その者に支払われる失業保険金の日額は、扶養親族一人につき20円（子のうち1人を除いた子については10円）が加算されることになった。扶養加算の対象となる扶養親族の範囲は、主としてその者により生計を維持されている配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む）、18才未満の子（18才以上の子のうち命令で定める歴疾の状態にあるものを含む）である。

昭和40年3月における推計被保険者は1755万人で、一般失業保険の加入者は経済の拡大とともに被用者の増大につれ近年増加している。

失業の推移を一般失業保険指標によって示したものが第40図である。

(2) 労働者災害補償保険

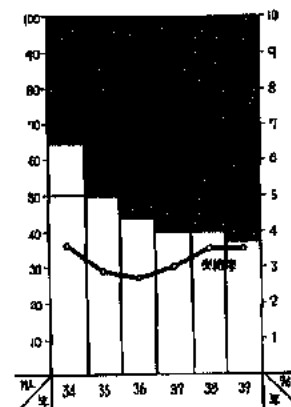
労働者災害補償保険は、業務上の事由による労働者の負傷、疾病、歴疾又は死亡に対して災害補償を行ない、労働者の福祉に必要な施設を設置することを目的としている。昭和40年6月大幅な改正を見たが、そのうち遺族補償給付に関しては年金を中心とし、その補完として一時金が支払われることになった。遺族補償年金の受給資格者は労働者の死亡当時その収入で生計を維持していた遺族で、その受給権の順位は、配偶者（内縁を含む）、（60才未満の夫を除く）、18才未満の子（胎児を含む）、60才以上の父母、18才未満の孫、60才以上の祖父母、18才未満又は60才以上の兄弟姉妹、55才以上60才未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順である。

労働災害の度数率、強度率はいずれも一貫して低下しているが、昭和33年以

降の傾向を示したものが第41図である。

昭和39年度における補償員支払状況をみると支払件数は約339,000件、総額510億円となり、そのうち遺族補償費支払件数は6200件、金額は61億円となっている。

第40図 完全失業者および失業保険受給率の推移

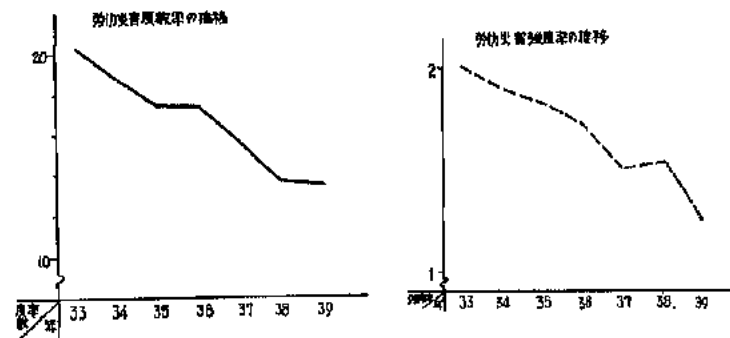


資料出所 労働省

「昭和39年労働経済の分析」

$$\text{注) 受給率} = \frac{\text{受給者実人員}}{\text{被保険者数} + \text{受給者実人員}} \times 100$$

第41図 労働災害の推移



資料出所 労働省

「毎月労働災害統計調査」

$$\text{注1) 度数率} = \frac{\text{労働災害発生件数} \times 1000,000}{\text{総実労働時間数}}$$

$$\text{2) 強度率} = \frac{\text{労働損失日数} \times 1000}{\text{総実労働時間数}}$$

(3) 医療保険

労働者世帯が利用しうる医療保険としては健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険、国民健康保険、各種共済制度がある。

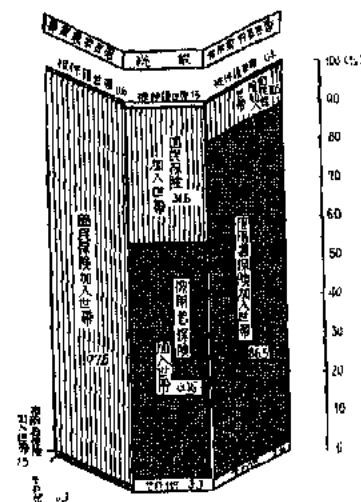
労働者世帯の医療保険加入状況を示したものが図42図である。前掲「厚生行政基礎調査」(昭和39年)によれば、常用勤労者世帯では86.5%が健康保険などに加入している被用者保険加入世帯であり、国民健康保険加入世帯が10.5%で、その他が2.6%、0.4%が被保護世帯である。常用勤労者世帯では大多数が被用者保険に加入しており、その割合も次第に高くなって来ている。ここでは、民間企業労働者世帯を対象とし、適用人員も最も多い、健康保険を中心にみることにする。健康保険では被保険者である労働者が業務外の事由による疾病、負傷、死亡の場合、あるいは分娩に際して保険給付がなされるほか、その被扶養者の疾病、負傷、死亡、分娩について保険給付が行なわれている。健康保険の被扶養者は、被保険者の直系尊属、配偶者(いわゆる内縁関係を含む)、子、三親等内の親族、いわゆる内縁関係にある配偶者の父母、子などで被保険者により生計を維持するものをいう。昭和38年の被用者保険適用者50483千人のうち28058千人が被扶養者である。

(4) 厚生年金保険

労働者の老令、障害、死亡などの場合に、労働者あるいはその遺族に対し、毎年一定額の給付を長期にわたって行ない、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としている。昭和40年6月大規模な改正が行なわれたが、その主なものは①老令年金をはじめとする各種保険給付の大幅増額と支給条件の改善、②保険料率の引上げと標準報酬月額の高上限の引上げ、③調整年金の創設などである。

遺族年金の受給者は被保険者又は被保険者であった者の配偶者(内縁関係を含む)、子、父母、孫又は祖父母であり被保険者又は被保険者であった者の死亡当時本人によって生計を維持していたもので一定の要件に該当するものである。今回の改正により従来妻に対する遺族年金は夫が死亡したとき40才以上でなければ受給資格がなく、さらに受給資格があっても55才になるまでは支給が停止されていたが、この制限が廃止された。遺族年金の額についても最低60000円が保障されることになった。

第42図 医療保険加入状況



資料出所 厚生省
「厚生行政基礎調査」(昭和39年)

第7表 医療保険給付状況(昭和38年)

被適用者数	被用者保険	50,483 千人
	被扶養者	28,058 千人
	国民健康保険	44,781 千人
給付件数	被用者保険	199,502 千件
	国民健康保険	133,697 千件
給金付額	被用者保険	294,340 百万円
	国民健康保険	222,857 百万円

資料出所 総理府社会保障制度審議会事務局
「社会保障統計年報」

注) 年度末現の数字である。

Ⅶ 老後の生活

(1) 定年制

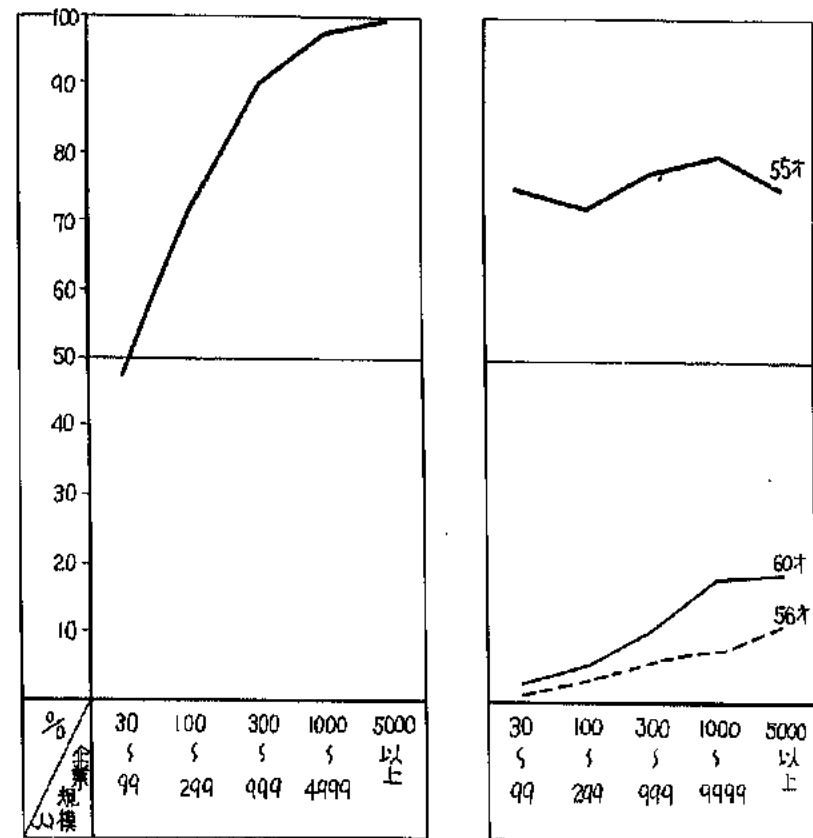
定年制および定年年令は労働者世帯の老後の生活設計に大きな影響をおよぼすものである。

定年制の普及状況と一律定年制の定年年令について示したものが第43図である。労働省「民間企業定年制調査」(昭和39年)によると、規模5,000人以上の大企業ではほとんど定年制を設けている。また、企業規模が小さくなるほど定年制のない企業が増加するが30人～99人の企業規模でも約40%が定年制を設けている。これら小規模企業においても定年制が近年急速に普及しつつある。

一律定年制の定年年令をみると、企業の規模にかかわらず55才が圧倒的に多く70%～80%を占めている。次に多いのが60才定年でその割合は低いが大企業規模が大きくなるにしたがってその割合が増加している。また、一方、小規模企業に於ては65才定年を定めているものが100～299人規模で1.1%、300～999人規模で1.2%となっている。

定年年令は戦前からほとんど変化をしていないが、近年、定年年令延長の動きがみられ、その実施については弾力性のある運営がなされている。前掲調査によれば、勤務延長制度は40～60%の企業に、再雇用制度は60～75%の企業に普及している。勤務延長、再雇用期間は大企業では1年～3年、小企業では5年が比較的多く、労働条件も従前より低下することが多い。

第43図 定年制普及率 一律定年制の定年年令



資料出所 労働省
「民間企業定年制調査」(昭和39年8月)

(2) 定年後の生活

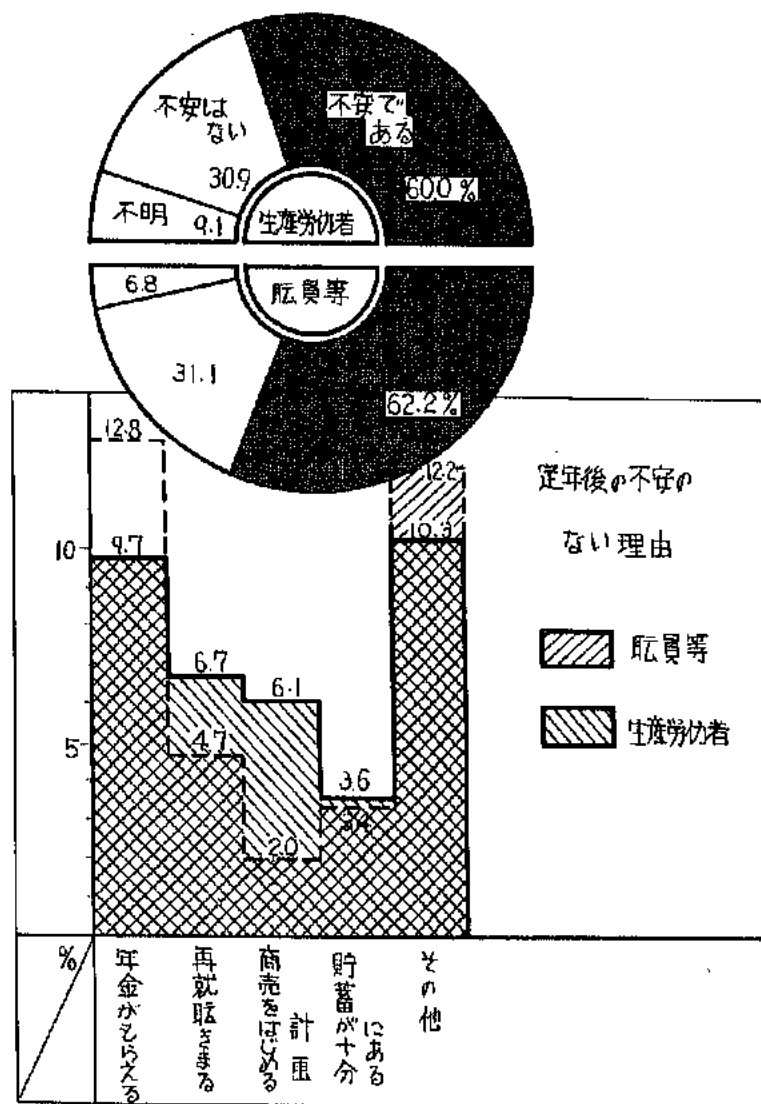
近年、わが国の平均寿命は急速に伸びているが、定年年令は戦前と同様、55才とするものが多く、一般的に男子労働者は定年退職後なお、20年に近い生活を送ることになる。定年後の生活設計についての妻の意識を労働省婦人少年局調査「勤労者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査」(昭和38年調査結果)によって示したものが第44図である。

不安の有無については企業規模、夫の職種別における変化はほとんどなく約60%強の主婦が夫の定年後の生活に不安をもっている。不安のない理由を総数で見ると、年金をもらえるというものが11.5%、再就職の決定5.9%、自営業を始める4.0%、貯金が十分にある3.4%となっている。再就職が決定している者は中小規模、生産労働者の方が高い割合を示している。年金をもらえるとは回答しているもののうち職員層は12.8%、生産労働者層は9.7%である。大企業においては退職一時金を年金資源とする年金制度や、労使の共同拠出制による適格年金制度の採用等退職金制度が次第に慰労的色彩から広く老後の生活保障を考慮した厚生の意味合いを強くしている。また世帯主である労働者が定年になる頃に長子の勤労収入で家族の生活を円滑に維持することが困難な場合が多い。

前掲、毎日新聞社人口問題調査会「第8回全国家族計画調査」によれば老後の生活を「子供にたよらないつもり」が47.3%で、昭和25年の第1回調査での「たよらないつもり」と「たよりたいができそうもない」の合計20%を大巾に上回っている。

これを世帯主の職業別にみると、専門・管理職層では66.1%が「子供にたよらないつもり」と回答し、以下事務・技術者層57.1%、単純労働者層28.0%となっている。

第44図 定年後の不安の有無



資料出所 労働省婦人少年局
「勤労者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査」
—昭和38年調査結果—